

# 「大人力」⑤

子どもたちの幸せと人権に関わる問題に対しては、「わが子も近所の子も健やかに…ほうっておかない！」という願いのもと、「町ぐるみ目をかけ声かけ心かけ」ながら子どもたちの健やかな成長を支えていく「大人力」を発揮していきたいものです。

## \*思春期SOS⑦…飲酒・喫煙

・わが子だったら…

子どもたちは、大人の飲酒・喫煙をよく目にします。「お酒っておいしいのかな?」「タバコって臭いのに、おいしいのかな?」という思いを抱きます。初めは嫌がっていたのに、何となく興味を持ち、親の留守中に手を出してしまうということも起こってくる場合があります。

20歳未満の者の飲酒や喫煙は「未成年者飲酒禁止法」や「未成年者喫煙禁止法」で禁止されています。親

思春期SOSが出たときこそ「大人力」が試されます!

が子どもの飲酒や喫煙の事実を知った時は、それを制止すべきことなどが定められていることを教え、毅然とした態度で取り上げねばなりません。理解のあるふりをして目をつぶってはいけません。

「大人も飲んだり、吸ったりして居ないか!」と反発することもあるかもしれませんが、アルコールが分解されてできるアセトアルデヒドやタバコに含まれるニコチンや一酸化炭素などの有害物質が育ち盛りの体に悪影響を及ぼすことなど、未成年者の飲酒・喫煙がなぜいけないのかを説明できる知識を持つことも必要になってきます。

・近所の子だったら…

見て見ぬふりをしないで、名前を呼んで声をかけ、「よくないよ」などと注意しましょう。仲間と一緒にいるときは、その子が強いから見て不良行為をしていないか観察

してみましょう。保護者がその子の飲酒・喫煙を知っているか聞いてみる必要があります。



## \*思春期SOS⑧…万引き

・わが子だったら…

子どもは興味半分で万引きをすることがあります。初めての万引きがうまくいく(見つからない)と、万引きのスリルを覚え、回を重ねることに結び付くこともあります。

万引きは刑法第235条の「窃盗罪」にあたるれっきとした犯罪だと本気で叱りましょう。穏便にすませようとすると、子どもに罪の意識が育ちません。迷惑をかけた関係者には、子どもと一緒に真摯に謝罪をし、法律を犯すことの

重大性を身をもって教える必要があります。

子どもの話をよく聴くことも大切です。親の関心を引こうとしたなど、万引きが心の訴えの象徴であることも稀ではないからです。

・近所の子だったら…

万引きをしたとの噂を耳にしても色メガネで見ないで、立ち直りをあたたかく見守りましょう。

もし、万引き直前の子どもを見かけたなら、「おつかい?」「どれを選ぶの?」などと明るく声をかけ、万引きをさせないように仕向けるのも大人の責任(子どもの人権と幸せを守る大人力)です。

